

4 加工食品(酒類を含む)の輸出の際に求められる各種証明書

(注)下線はALPS処理水の放出に伴う規制

令和8年7月1日現在

国・地域	輸出に際して必要となる証明書 (詳細に関しては下の問合せ先にご確認ください)	証明書発行機関 (近畿地域)	問合せ先
インド	乳・乳製品、肉・肉加工品(家さん、魚及びこれら加工品を含む)、乾燥卵、乳幼児向け食品、栄養補助食品は、インド政府による製造施設の登録が必要です。(魚類・魚製品、栄養補助食品のみが登録されています。※1)(施設登録は貨物が出港する30日前までにインド政府に共有されることが必要。)	—	①
インドネシア	輸出証明書は不要。※2	—	②
シンガポール	輸出証明書は不要。	—	②
マレーシア	輸出証明書は不要。	—	②
タイ	GMP証明書(最終加工施設等の認定が必要。) (ISO22000、FSSC 22000、JFS-C等食品安全に関する国際的な民間規格の認証書、食品衛生法に基づく営業許可証(各地方自治体の保健所等※3)、JFS-B規格適合証明書も可)※4	近畿農政局 国際的な民間規格の認証機関 各地方自治体の保健所等	②
韓国	一部県は品目により輸入停止 放射性物質検査証明書(宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、静岡県(13都県)(全ての食品(輸入停止のもの及び水産物を除く))(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)※2 産地証明書(上記、13都県以外)(全ての食品(輸入停止のもの及び水産物を除く))(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)※2 放射性物質検査証明書(北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、愛媛県、熊本県、鹿児島県(12都道県)(養魚用飼料、魚粉)(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)※2 放射性物質検査証明書(青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県(9県))(その他の飼料(牛、馬、ブタ、家禽等))(平成23年3月11日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)	近畿農政局(酒類を除く)	②
	酒類の輸出に係る原発関連証明書(福島第一原子力発電所の事故を受けた輸出用酒類に係る証明書(放射性物質検査証明書(韓国の定める上限値を超える放射性ヨウ素131(300Bq/kg)並びに放射性セシウム134及び137(合計100Bq/kg)を含まない)(宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県、東京都、神奈川県及び静岡県(13都県)の都県(指定都県)において製造))、製造地証明書(指定都県(上記、13都県)以外の道府県において製造、製造日証明書(平成23年3月11日より前に製造))	大阪国税局	③
中国	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県))(全ての食品、飼料) 産地証明書(上記、10都県以外)※2、※5(その他の食品(水産物、野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物製品以外の食品)・飼料) 放射性物質検査証明書及び産地証明書(上記、10都県以外)(事実上輸入停止)※6(野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物製品)	近畿農政局(酒類を除く)	②
	製造等企業登録(最終製造・加工又は最終貯蔵・保管施設の認定が必要)(政府推薦が必要とされているHS・CIQコードに該当する農林水産物・食品。)(「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検疫協議未合意及び放射性物質規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。))及び、前段に該当するもののうち、政府推薦が必要とされているカテゴリーに属しており、中国海関総署動植物検疫所に施設の登録の申請が必要な農産物。)(「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検疫協議未合意及び放射性物質規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	①
	酒類の輸出に係る原発関連証明書(福島第一原子力発電所の事故を受けた輸出用酒類に係る証明書(製造地証明書(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、千葉県及び東京都以外の道府県において製造))	大阪国税局	③
フィリピン	輸出証明書は不要。※2	—	②
ベトナム	輸出証明書は不要。※2	—	②
香港	衛生証明書(アイスクリーム類等(アイスクリーム類のほか、冷凍で販売される菓子類をいう))	各地方自治体(※3)の保健所等	①
	輸入禁止(福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県)(水産物(生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物)、海塩、海藻(加工品を含む)(加工品に該当するかは確認が必要))※7	近畿農政局	②
マカオ	輸入停止(宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、新潟県(10都県)の乳及び乳製品、水産及び水産製品、肉及びその製品)※7 放射性物質輸入規制に関する申告書(上記、10都県以外の肉及びその製品、家さん卵、乳及び乳製品)	マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所※8	②

EU	輸出検疫証明書 (EU認定施設由来の動物性加工済原料を使用する必要) (混合食品 (別に分類される食品であって、動物性加工済原料と植物性原料の両方を含む食品 (動物性加工済原料として、肉製品、乳製品、卵製品を使用しているもので、温度管理が必要な混合食品、又は、温度管理の必要がない混合食品)))	動物検疫所	④
	衛生証明書 (EU認定施設由来の動物性加工済原料を使用する必要) (混合食品 (別に分類される食品であって、動物性加工済原料と植物性原料の両方を含む食品 (動物性加工済原料として水産製品のみを使用している温度管理が必要な混合食品)))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	① ②
ロシア	輸入停止 (47都道府県) (魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 (HSコード分類表の3類に分類される品目)) ※7 放射性物質検査証明書 (放射性物質検査報告書) (福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都 (6都県)) (食品 (水産物を除く) (平成 23 年3月 11 日より前に生産・加工された食品等については、日付証明)	近畿農政局 (酒類を除く)	②
	酒類の輸出に係る原発関連証明書 (福島第一原子力発電所の事故を受けた輸出用酒類に係る証明書 (一部の都県 (福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県及び東京都) 産の酒類について製造日証明書 (平成23年3月11日より前に製造)、放射性物質検査証明書 (放射性セシウム137がロシアの定める基準 (上限値160Bq/kg) を満たしていることについての検査結果報告書を添付)))	大阪国税局	③
オーストラリア	ウイスキー等に係る貯蔵年数証明書 (木製の樽で最低2年間熟成されていることの証明) (ウイスキー等 (ウイスキー、ブランデー及びラム))	大阪国税局	③
米国	輸出証明書は不要。	—	②
カナダ	輸出証明書は不要。	—	②
ブラジル	原産地証明書 (日本国内で生産又は加工され、問題なく流通しており、清涼飲料水及び粉末清涼飲料に係る規格基準の要件を満たすこと、又は、JASマークを取得していること) 及び ブラジル政府に登録済の分析機関による分析報告書 ※9 ※10 (清涼飲料水等 (清涼飲料水、粉末清涼飲料及び食酢))	近畿農政局	②
	衛生 (動物衛生) 証明書 (最終加工・最終保管施設が食品衛生法又は条例に基づく営業許可又は営業届出を行っている施設であることが必要) (水産食品 (食用の水産動物及びそれらの加工品) であって取扱要綱等に掲げる食品)	水産庁 漁政部 加工流通課	⑥
	酒類の輸出に係る原産地証明書 (原産地証明 (輸出者、製造者及び輸入者の名前等の情報、運送方法等並びに輸出する製品についての情報。また、ブラジルにおける酒類の規格基準に適合していない場合で地理的表示の指定を受けているときには、その旨の記載と証明書に記載する地理的表示は、ラベル上にも表示が必要。)、分析証明 (所定の分析項目に従って分析結果の記載が必要。)) ブラジル政府に登録済の分析機関による分析報告書 ※9	大阪国税局	③
湾岸協力理事会 (GCC) に加盟する国 ※11	衛生証明書 (最終加工施設が証明書の発行要件に適合していることが必要) (GCCが定める輸入食品の管理に関するガイドラインにおける加工食品 (Processed Food) の定義に該当する食品 (缶詰、調理、冷凍、乾燥、製粉等の加工が行われた食品であって、肉及び肉製品、魚及び魚製品、乳および乳製品、卵及び卵製品、蜂蜜又は蜂製品のカテゴリーの食品に該当しないもの) (植物検疫証明書及び輸出検疫証明書が発行される食品を除く。))	農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ	①

※1: インド向け輸出食品の製造施設登録について https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/in_registration.html

※2: 植物を原材料とする品目は、加工の程度により植物検疫証明書 (問合せ先⑦) が求められる場合があります。

※3: 各府県又は京都市、大阪市、堺市、神戸市、各中核市その他の保健所設置市。

※4: タイ向け輸出食品の製造施設に求められる衛生基準に係る規則への対応 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html

※5: 中国向けに輸出する場合、品目により食品の製造等を行った企業を中国政府に登録することが求められます (問合せ先⑧)。

※6: 野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物製品は、輸出に必要な放射性物質検査の検査項目が日本政府と中国政府との間で合意されていないため、放射性物質検査証明書を発行することができず、事実上輸入停止 (該当品目は中国側のHSコードで示されています)。

※7: ALPS処理水の海洋放出に伴う規制 https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-95.pdf

※8: 輸出事業者自らが作成し、サイン証明の対応が可能な商工会議所でサイン証明を受けたもの。

マカオ向け放射性物質輸入規制に関する申告書についてサイン証明の対応が可能な商工会議所は、滋賀県 (大津、長浜、彦根、八日市、草津、守山)、京都府 (京都、綾部)、大阪府 (大阪、堺、東大阪、高槻、岸和田、貝塚、茨木、吹田、八尾、豊中、池田、泉佐野、北大阪、守口門真、松原、高石、箕面、和泉、大東)、兵庫県 (神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、伊丹、西脇、相生、赤穂、洲本、高砂、龍野、加古川、小野、加西、宝塚)、奈良県 (奈良、大和郡山、生駒、橿原)、和歌山県 (和歌山、海南、田辺、橋本、紀州有田)。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/attach/pdf/macao_shoumei-6.pdf

※9: ブラジル政府に登録済の分析機関 (一財) 日本食品分析センター、(一財) 食品環境検査協会、その他、SISCOLEに基づいて登録された日本の分析機関

※10: ブラジルに輸出する清涼飲料水等に関する原産地証明書の発行について

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/attach/pdf/yusyutu_shinsei_tyunanbei-50.pdf

※11: 我が国から、湾岸協力理事会 (GCC) 加盟国のうち二国間協議を了した国 (オマーン、カタール)

問合せ先一覧

- | | |
|--|-------------------|
| ① 農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ【衛生証明書】
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html | Tel: 03-6744-7185 |
| ② 近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
【放射性物質検査証明書等(酒類を除く)】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/index.html
【タイGMP証明書】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/thailand_gmp_cert.html | Tel: 075-366-4053 |
| ③ 大阪国税局 課税第二部 酒税課 団体企業係【輸出酒類に係る証明書】
https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/01.htm | Tel: 06-6941-5331 |
| ④ 動物検疫所 神戸支所 検疫課
https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/export_meat_list.html | Tel: 078-222-8990 |
| ⑤ 近畿厚生局 健康福祉部 食品衛生課【衛生証明書】 | |
| ⑥ 水産庁 漁政部 加工流通課【ブラジル動物衛生証明等】
https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/exporttetsuzuki.html | Tel: 03-3502-4190 |
| ⑦ 神戸植物防疫所 業務部 輸出検疫担当【植物検疫証明書】 | Tel: 078-331-2384 |
| ⑧ (一財)新日本検定協会 食品営業グループ部【中国向け輸出食品の製造等企業登録】
中華人民共和国向け輸出食品に対する証明書や施設認定の申請について
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kakukokukisei1.html
中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る農林水産省における登録申請受付等について
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html
中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html | Tel: 045-534-7392 |